

琉球大学学術リポジトリ

自治体における住民情報の管理と利活用

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2021-10-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 井上, 禎男, Inoue, Yoshio メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/49887

自治体における住民情報の管理と利活用[※]

井上 禎 男

- I 自治体の日常業務とパーソナルデータ
 - 1. 収集・保有・利用の実務
 - 2. 審議会によるチェック
- II 番号法上での住民情報の取扱いと管理
 - 1. 個人情報保護法制と番号法制
 - 2. 個人情報保護条例と特定個人情報保護条例
 - 3. マイナンバー（カード）の利活用と自治体の業務
- III デジタル改革関連法案と自治体のデータ保護
 - 1. デジタル改革関連法案と自治体
 - 2. 地方公共団体情報システムの標準化
- IV 住民情報の利活用と自治体のオープンデータ戦略
 - 1. オープンデータと非識別加工情報
 - 2. パーソナルデータの利活用と自治体
 - 3. 2020年度の提案対象ファイルから
- V 業務利用ないし管理ツールの選択と対応
 - 1. LINEの業務利用
 - 2. クラウドサービスをめぐる問題
 - 3. 目的と手段の再確認

※ 本稿は、都市問題 Vol.112（後藤・安田記念東京都市研究所、2021年6月刊）58－66頁掲載の井上禎男「自治体における住民情報の管理と利活用」（特集「市民・政府と個人情報」第3論文）と同一表題・同一構成の論考である。同誌66頁の注35にも明記したが、紙幅の関係から同誌掲載稿で省略せざるを得なかった説明、文献記載並びに経験及び私見等についての補完を行うものである。

I 自治体の日常業務とパーソナルデータ

1. 収集・保有・利用の実務

個人情報とは所掌業務の目的に応じて必要な範囲で収集されるが¹、対象となる個人情報の範囲、必要な個人情報の項目及び管理者等が多岐にわたる。そのため、収集の原則・権限を定める際にも個人情報保護条例（以下では単に「条例」ともいう）上での実施機関の所掌業務に応じた細分化の必要が生じる。その際には、データ主体である個人（住民等）が開示、訂正、消去及び利用停止等の権利行使を行う場合の利便性への配慮とあわせて、役所内での事務分掌、作成される公文書目録等の既存の業務分類との整合性を図ることも不可欠となる。さらに、いわゆるセンシティブデータの収集は原則として禁じられるが、例外的に法令の特別の定めに基づく収集（公職選挙法第86条4項、第11条1項、地方公務員法第16条等）や職務執行上必要不可欠な収集（ケースワーカーや保健師のケース相談、市民相談及び公立病院での診察や医療相談等に伴う収集等）を行う場合には、設定された業務ごとに民主的かつ適正な業務遂行にかかるチェック機能を確保する第三者機関としての個人情報保護運営審議会（名称は自治体によって異なり得るが、以下は単に「審議会」という）への諮問を行うことになる²。

個人情報の基本的な登録として、業務の登録がある。ここでは新たな業務を開始する場合や、目的外利用、外部提供、コンピュータ処理、外部結合及び委託等を新たに行う場合、さらにはこれらの変更を行う場合にも審議会に諮問し、その答申に基づいた個人情報登録簿（個人情報にかかる業務登録票、目的外利用登録票、外部提供登録票、コンピュータ利用等登録票、外部結合登録票及び外部委託等登録票等を編綴した簿冊）への登録を行う（なお、組織名称・業務名称のみに変更が生じ、内容に変更が生じない場合には審議会への報告を行う）。個人情報登録簿への登録は業務単位で諮問され、廃止や変更も含めて審議会の答申に基づきそれ

-
- 1 情報収集活動の行為形式ないし行政調査並びに情報の利用・提供の行為形式に触れるものとして、参照、野村武司「行政による情報の収集、保管、利用等」磯部力＝小早川光郎＝芝池義一編『行政法の新構想Ⅱ』（有斐閣・2008年）特に324頁以下。
 - 2 参照、個人情報保護研究会編／宇賀克也編集代表『個人情報保護の実務』第1巻（1）実務編（第一法規・追録109－113号／2021年3月）1008－1011頁〔町田市総務部市政情報課〕。

ぞれの登録票が個人情報登録簿に綴られる³。データ主体の権利行使の利便性の観点からは、条例等を根拠とした「個人情報取扱事務登録簿」の作成・閲覧によって当該事務にかかる個人情報の所在及び内容確認を容易にする⁴。ここでは「個人情報取扱事務登録簿」のウェブサイト上での一覧掲載から進んで、部局・所属別及び事務の名称での検索を可能にすることで利便性に配慮する自治体もある⁵。

実施機関が保有する個人情報は正確かつ最新の内容にすべきであり、改ざん、滅失、棄損、漏えい等の事故が起こらないよう、物理的、技術的及び管理的な措置を講じることが不可欠となる。保有の必要がなくなれば速やかに消去・廃棄を行う。ここでは適正な個人情報の保有についての第一次的な責任を負うために（多くは課レベルで）個人情報管理責任者が置かれる⁶。

2. 審議会によるチェック

実施機関での登録の目的と収集先、収集した個人情報の保有状況を常に明確にしておくことは、役所内のみならずデータ主体からの要請に対応する場合にも必要不可欠である。

個人情報の収集は直接本人から行うことが原則であるが、例外的に本人以外の者からの収集が行われる場合もある。法令の特別の定めに基づく場合（生活保護法第29条、公営住宅法第34条、地方税法第298条等）や公益上必要があると認めるとき（法令上で一般的に「調査することができる」ような定めがある場合の収集、推薦・功勞調書を作成する場合に他の自治体や当該自治体以外の他機関、事業者、町内会・自治会及び個人等から行う収集、及び生活保護等の対象者の民生委員等からの収集等）が典型であるが、こうした場合にも、審議会に諮問してその答申を受けることになる⁷。

同一の課内及び係内であっても、保有個人情報を異なる業務で利用する場合

3 参照、個人情報保護研究会編前掲注2書1003－1004頁 [同前]。

4 例えば福岡県は、「全庁共通」のほかに各部等における課レベルでの計216のエクセルファイル並びに個人情報取扱事務登録簿の配架場所をウェブサイト上で公表している（2021年5月アクセス）。

5 一例として、三重県ウェブサイトを参照（2021年5月アクセス）。

6 参照、個人情報保護研究会編前掲注2書1111－1113頁 [同前]。

7 参照、個人情報保護研究会編前掲注2書1036－1056頁 [同前]。

には目的外利用にあたる。他方で、収集された保有個人情報に当該自治体以外に提供する場合が外部提供である。外部提供の事業主体は自治体以外の第三者であり、当該第三者の業務遂行のために当該自治体による情報提供が行われる。目的外利用や外部提供は安易に認められるべきものではないが、ここでも法令の特別の定めに基づく場合（学齢簿編製を住民基本台帳に基づいて行うことを定める学校教育法施行令第1条2項〔目的外利用〕、選挙権を有しない者が住所を移した場合に市町村選挙管理委員会が移った先の市町村選挙管理委員会を行う通知を定める公職選挙法施行令第1条の3第1項〔外部提供〕、市町村民税課税にあたって市町村長が管轄税務署長に行う通知を定める地方税法第317条〔外部提供〕等）や正当な職務執行に関連する場合（刑事訴訟法及び民事訴訟法が定める法令上の協力等、また通達及び通知等に基づいて外部提供を行う場合、さらに実施機関の業務として本人届出住所に行った通知が宛先人不明で戻ってきた際に住民票による住所地の再確認を行うような場合、民有地の公共目的利用に際して固定資産税を減免するために課税台帳を閲覧する場合等）についても、審議会に諮問しその答申を受け、答申に基づく個人情報登録簿への目的外利用・外部提供の登録を行う。目的外利用・外部提供にあたっては、事前の本人同意もしくは事前または事後の本人通知を要するが、その方法についても審議会に諮問しその答申に基づく⁸。

自治体での保有個人情報のコンピュータ処理は常態化しているが、これを自治体の機関内で結合する場合等も審議会に諮問し、その答申に基づくこととなる。自治体外の機関への保有個人情報の提供ないし結合の場合も同様である。ここではシステムの開発や構築におけるデータの不要ないし不適切な加工・結合が生じない処理、不正不当なアクセス等を技術的に排除する処理が継続的に求められる。この場合にも審議会に諮問しその答申に基づく⁹。

外部との関係では、さらに保有個人情報の収集、記録、加工、保有、利用及び結合を事業者処理させる委託も日常的に行われている。例えばコンピュータによるデータ処理システムの構築・保守等のみならず、従前からの納税通知書や健康保険証の印刷を事業者へ委託する場合、相談業務の専門家への委嘱等

8 参照、個人情報保護研究会編前掲注2書1057-1074頁〔同前〕。

9 参照、個人情報保護研究会編前掲注2書1074-1078頁〔同前〕。

がその一例である。なお、最近比較的多く用いられる手法として、地方自治法第244条の2第3項が規定する指定管理者制度がある。指定管理者としての指定を受けた事業者が個人情報を取り扱う場合もある。委託契約を締結する場合はあくまで自治体の仕様に基づく管理を事業者が行うが、指定管理者制度の場合は指定管理者による管理運営が図られるため、自治体は提案書の審査段階で指定管理者による保有個人情報の取扱いの適性を見極めなければならない。公の施設をより効果的・効率的に管理し、その管理に民間の能力を活用するのみならず、その適正な管理を確保する仕組を整備することが制度の趣旨であり、指定管理者制度は単なる経費節減等を目的としていない。また、保有個人情報は本来的に自治体が直接管理すべきものであるから、施設管理に伴う保有個人情報の管理が問題となる場合は慎重を期すべきであり、漏えいリスクをあえて高めてまで指定管理者制度を用いることは避けるべきである。制度に馴染む施設か否かの実質的な判断を慎重に行うべきである¹⁰。こうした委託及び指定管理者制度（以下「外部委託等」という）についても、法令の特別の定めに基づく場合（地方自治法施行令第158条等）や正当な職務執行に関連する場合（業務の性質上、高度に専門的な知識、経験及び技能等を要する場合等）に、審議会に諮問してその答申を受けることになる。実施機関が保有個人情報の処理を新たに事業者へ委託する場合や指定管理者に取り扱わせる場合には、審議会に諮問してその答申に基づいて個人情報登録簿に登録する。自治体が事業にかかわる保有

10 指定管理者制度は選定を実施し、指定管理者としての指定を行うまでの段階で議会の議決を要する。そのため、選定の適正ないし指定管理者候補者としての取組み等、その適性のチェックは最終的に議会の判断に委ねられる。指定管理者の指定手続、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲その他必要な事項は条例によるが、指定管理者の候補者選定を行う際には本文で触れた審議会とは別の第三者機関が立ち上げられる。筆者の沖縄市での委員経験（2017年）を踏まえれば、市営住宅の管理に一定程度民間のノウハウを活用する利点を認めても、条例等の理解も含めて特に入居者の個人情報の取扱いに関する事業者の意識、実際の管理運営への取組みは厳しく問われるべきであると感じた。また、結果的に市民や利用者の満足が得られたとしても、そのことと引き換えに個人の思想にかかわる情報や個人データの収集管理を民に委ねることのリスクは大きい。民に委ねることで住民等のパーソナルデータへの安心安全を官が民に対しても向けなければならないとすれば、また首長が変わったとしても、一度手放せば民による利活用への歯止めも含めて事実上取り返しがつかない以上、むしろ官が負うべき責任やリスクは増大すると考えるべきだろう。図書館は指定管理者制度には馴染まない（武雄市図書館に関する2013年8月9日RKB毎日放送ニュースでの筆者コメント）。

個人情報を提供する場合には前述の外部提供にはあたらないが、事業者との委託契約の締結に際しては「特記仕様書」の作成を考慮し、その内容を詰めておく。「特記仕様書」の項目(条項)としては、「秘密の保持」、「第三者への提供の禁止」、「指示目的以外の利用の禁止」、「事故発生時の報告義務」、「再委託の禁止」、「複写又は複製の禁止」、「情報の管理義務及び返還義務」、「立ち入り調査」、「監査への協力」、「保証」、「成果(物)に関する所有権、知的財産権の帰属」、「対応マニュアルの作成」、「情報の取扱いに関する教育の履行」、「情報セキュリティ対策実施状況の報告」、「守秘義務違反等の場合の措置」、「特定個人情報の項目」、及び「作業証跡」等の設定が考えられる¹¹。

最後に、条例等の定めにもよるが、審議会は実施機関による個人情報の収集・保有・利用等にかかる条例違反あるいは不当な取扱いについての調査を行い、その結果を公表し、改善勧告等の権限を行使することがある¹²。パーソナルデータに関する自治体の日常業務で審議会が果たす役割は極めて重要である。その活動状況についても積極的に公表することが求められる¹³。

II 番号法上での住民情報の取扱いと管理

1. 個人情報保護法制と番号法制

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)は、国民全員に「個人番号」(番号法第2条5項。以下「マイナンバー」という)を付番し(第7条)、マイナンバー・「特定個人情報」(第2条8項)の取扱い、「情報提供ネットワークシステム」における提供(第21条。以下「ネットワーク」という。ネットワーク接続機関である情報照会者・提供者については番号法別表第二を参照)を通じて複数の機関に存在する個

11 参照、個人情報保護研究会編前掲注2書1078-1095頁[同前]。

12 参照、個人情報保護研究会編前掲注2書1114頁[同前]。

13 2021年5月時点で検索した限りでは、情報公開とあわせて組織化される審議会も含めて本文での記述のモデルとなった町田市以外にも、例えば東京都、札幌市、新潟市、川崎市、上尾市、入間市、川口市、久喜市、志木市、草加市、戸田市、板橋区、墨田区、世田谷区、文京区、練馬区、多摩市、鎌倉市、逗子市、藤沢市、豊橋市、吹田市、生駒市、古賀市、及び浦添市等の自治体のウェブサイトから審議会の活動状況及び答申を確認することができた。

人の情報が同一人の情報であることを確認するための法律である。番号法は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関保護法」という）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（同年法律第59号。以下「独法保護法」という）（以下、行政機関保護法と独法保護法をあわせて「公的部門2法律」という）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「保護法」という）（以下、公的部門2法律と保護法をあわせて「保護3法」という）の「特例」を定める（第1条）¹⁴。

2. 個人情報保護条例と特定個人情報保護条例

こうした保護3法と番号法との関係性は、条例の場合にも妥当する。すなわち、個人情報保護条例が一般法、番号法が特別法として位置付けられ、かつ番号法第5条及び第31条の規定によって条例等を整備した制度的な対応を行う必要が自治体に生ずる。しかし、番号法の制定に伴う保護3法の改正措置がないまま個人情報保護条例についての改正が求められる点等において、番号法対応の実務では疑問や逡巡も見受けられる¹⁵。例えば、番号法第19条は特定個人情報の提供を禁ずるが、その例外として地方公共団体の機関が条例の定めに基づいて当該地方公共団体の他の機関にその事務処理のために必要限度で特定個人情報を「提供」する場合を定めている（10号。例としては、教育委員会の求めに応じて首長部局の税務担当課が地方税にかかる特定個人を提供する場合等）。異なる執行機関間での特定個人情報の提供にあたるので条例の制定が必要になるが¹⁶、本条が規定する提供の制限ではなく「利用」の制限についての個別規定は番号法に置かれていないため、利用にかかる根拠は第9条2項前段に基づく条例規定事項となる。第9条2項での条例の形式は、各事務の既存個別条例の改正でも包括的な番号利用条例のいずれでもよいが¹⁷、提供先での「利用」が

14 保護法上の「個人データ」と番号法上の「個人番号」との異同等については、鈴木秀美＝山田健太編『よくわかるメディア法 [第2版]』（ミネルヴァ書房・2019年）138頁「マイナンバーと個人情報保護」[井上禎男]に譲る。

15 参照、高野祥一＝苅田元洋「地方公共団体における番号法対応」宇賀克也監修／高野祥一＝苅田元洋＝富山由衣＝上村友和＝白石謙一著『完全対応 自治体職員のための番号法解説 [実例編]』（第一法規・2015年）2頁以下。なお、内容については高野＝苅田の私見であり、都の公的見解ではないことが確認されている。

16 参照、宇賀克也『番号法の逐条解説 [第2版]』（有斐閣・2016年）122頁。

17 参照、宇賀前掲注16書58頁。

同条項に該当するため、提供規制と利用規制は「異なる問題」として理解されることになる。そして、同一地方公共団体内の同一機関内の特定個人情報の授受は、番号法上では「利用」に該当するものであり¹⁸、むしろそうした横断的な事務処理が自治体の日常であることに照らせば、番号法第19条のような個別の規制規定が（利用について）置かれず、さらに国が第9条2項に基づく条例事項について「庁内連携」や「移転」の概念を含むものとして事実上の処理を認める方向性を示しているために実務上での疑問が生じている。つまり、こうした番号法の枠組みでは、目的外利用への該当がなくなってしまうこと、あるいは実施機関内の個人情報のやり取りを前提とした連携行為を「事務」とすることは疑問であり、「結果的には、法自体に直接、目的外利用の例外事由として庁内連携の場合を規定しておくことと何ら変わりがない」のだから、「番号法上における規定として解決すべき問題」であるという見解である¹⁹。

そうすると、番号法が条例に委ねる趣旨への疑義を生じさせないためにも、国は引き続き自治体の疑義ないしその照会を踏まえて、番号法の解釈の整合性を図りながら適宜条文の見直しを継続する必要があるだろう²⁰。

住民のみならず、自治体の実務担当者にとっても番号法は非常に難解な立法であるとされる。そのため、「個人情報」にかかる既存の個人情報保護条例と「特定個人情報」にかかる番号法に基づく条例の双方の整備を図る場合には少なからず混乱が生じ（てい）る。条例対応としては各事務にかかる既存個別条例の改正が比較的容易である反面、その都度、持続的な混乱を生ずるおそれなしとしない。これを回避し、かつ非効率を排除することを考慮して、東京都では審議会への諮問と答申を踏まえて、「東京都特定個人情報の保護に関する条例」（平成27年12月24日条例第141号）を制定施行させている。当該条例は、第一章：総則（第1条—第4条）、第二章：個人番号（第5条—第12条）、第三章：特定個人情報の利用、提供、収集等（第1節：特定個人情報の利用、提供、収集等の制限〔第13条—第17条〕、第2節：情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供及

18 参照、水町雅子『Q & A 番号法』（有斐閣・2014年）80—87頁。

19 参照、高野=荻田前掲注15論文11—12頁。

20 なお、内閣府大臣官房番号制度担当室が内閣府ウェブサイト上で番号法の「解説」を公表している。

び収集〔第18条―第22条〕）、第4章：特定個人情報ファイルの保有の制限（第23条―第25条）、第5章：保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求等（第26条―第46条）、第6章：救済の手続（第47条）、第7章：雑則（第48条）、及び附則から構成されている²¹。

3. マイナンバー（カード）の利活用と自治体の業務

2016年に制定施行された「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）第13条は、「個人番号カード」（番号法2条7項。以下は単に「カード」という）の普及・活用計画策定等について定める（総務省によれば、2021年6月時点での普及率は25%程度とされる）。マイナンバーについて重点的に講ずべき施策は基本計画上で示されているが、2023年3月にすべての医療機関等での導入することを目標として2021年3月から本格運用が予定されていたカードの健康保険証利用については先送りになり、2020年6月に政府が公表したカードと運転免許証との一本化及びカード情報をスマートフォンに搭載し、生体認証による本人確認の仕組みを導入する施策についても先行きは不透明な状況にある（なお、後述の3を参照）。政策の是非にもかかわるが、わけても最近の国の対応をみると、コロナ禍の2020年6月に始動した国の接触確認スマートフォンアプリ「COCOA」の不具合をめぐる厚生労働省の認識不足、当初からの業者任せの対応はお粗末極まりないといわざるを得ない²²。

カードは市町村が備える住民基本台帳²³に記録されている者が申請すること

-
- 21 参照、条例及び関連制度の詳細を解説する東京都ウェブサイト「東京都特定個人情報の保護に関する条例及び制度運用について」（2021年2月9日更新版）。また、高野祥一＝荻田元洋「特定個人情報保護に係る条例整備」宇賀克也監修／高野ほか著前掲注15書18頁以下、宇賀克也『マイナンバー法と情報セキュリティ』（有斐閣・2020年）第6章「東京都におけるマイナンバー条例の制定」〔初出2015年〕も参照。
- 22 厚生労働省ウェブサイトにて2021年4月16日付けで「COCOA不具合調査・再発防止策検討チーム」による調査結果と再発防止策が示されている。個人情報の漏えいは確認されていないようだが、そもそも情報通信技術（IT）は当初、「政府が言うことで安心感をもって使っていただける」と発言していた。しかし国民の安心や安全を請け負うべき行政が、結局は業者任せで拙速にシステムの開発を進め、さらには十全な運用確認すら怠っていたことは強い非難に値するだろう。ここでは井上禎男「公的部門のデータ保護と利活用」琉大法学第102号（2020年）25－27頁も参照。
- 23 住民基本台帳法と個人情報保護については、宇賀克也『自治体のための解説個人情報保護制度』（第一法規・2018年）221頁以下を参照。

によって、その市区町村窓口で本人確認・交付される（番号法第17条）。この交付事務は第一号法定受託事務（地方自治法第2条9項1号）である（番号法第44条）。マイナンバーは民間部門でも使用されるが（個人番号関係事務実施者としての民間企業・事業者が、税務署、知事・市町村長に従業員等のマイナンバーを記載した源泉徴収票・支払調書などを提出する場合等。企業に同じく税理士、社会保険労務士なども同様である）、公的部門によるマイナンバー利用は（国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人が個人番号利用事務実施者として）番号法の別表第一、地方公共団体の条例で定める行政事務を処理する場合に限定される（「利用範囲」について定める番号法第9条を参照）。

ここでは2020年の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づく1人一律10万円の特別定額給付金（以下「コロナ給付金」という）の事務をめぐる問題を再度想起しておきたい。コロナ給付金のような国からの一律支給の場合のカード利用は、これまで想定されるものではなかった。2020年の当該支給が事実上のカードの普及・拡大の契機の一つになった（なお、この時点での普及率は17%程度であった）としても、国が「利用者の利便性の優先」を打ち出したオンライン申請を断行したことによって、市町村は大混乱に陥った。番号法9条に照らせば²⁴、コロナ給付金はそもそも社会保障・税・災害の3分野の枠から外れる。さらにネットワークの設置・管理は総務大臣が行う（番号法第21条1項）。ネットワーク接続についてカードを利用した国の申請情報が自治体管理のデータベースに自動的に結び付けられていない実態を国は当初からわかっていたはずである。そうすると、コロナ給付金のオンライン申請によって生ずる混乱、膨大な確認作業による過重負担が市町村に生じることも国は事前に十分に予測し得た。「利用者の利便性の優先」を過当評価した結果、自治体への配慮を著しく欠いたばかりか、システムの運用自体を国は見誤ったとしか考えられない²⁵。さらにこの時期に総務大臣は、窓口混雑解消のために平日夜間の開庁時間延長・土日休日開庁の「助言」を行っている。法定

24 住民基本台帳法と番号法については、村上裕章『行政情報の法理論』（有斐閣・2018）180－190頁も参照。

25 参照、井上前掲注22論文23－24頁。概要については井上禎男「公的部門のデータ保護と利活用」法学教室 No.470（2020年）16頁でも触れた。

受託事務としてあるいは現場で住民基本台帳に関する事務を行う市町村にとっては、住民の不満の受け皿となることも含めてすべてのしわ寄せを引き受ける形となった。職員の過重負担は想像を絶するものであったと考えられる。コロナ給付金に関する業務遂行は、まさに世田谷区長が苦言を呈していたように、「自治体の現場をまったく踏まえない仕組み」であったというほかはない²⁶。

国がマイナンバー（カード）の利活用促進を積極的に図るのならば、こうした不当な過重負担を二度と強いてはならない。他方で（各自治体の実情に応じればよいので必ずしも東京都のような条例対応に倣う必要はないと考えられるが、それでも）少なくとも番号法上での対応として自治体側は、カードの利活用の拡大を見越して、「番号制度導入のための組織体制の決定」、「番号制度を導入すべき事務への対応」、「付番、カード交付への対応」、「特定個人情報保護への対応」、「特定個人情報保護評価」、「例規整備」、「システム対応」、及び「雇用者・使用者としての番号制度への対応」等をいま一度（再）点検しておく必要がある²⁷。

Ⅲ デジタル改革関連法案と自治体のデータ保護

1. デジタル改革関連法案と自治体

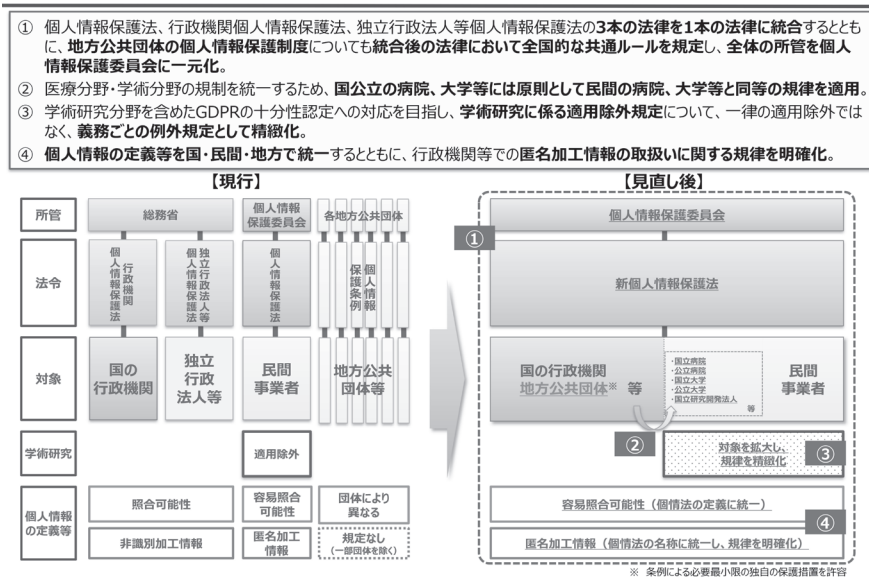
2021年2月に閣議決定されたデジタル改革関連法案（①「デジタル社会形成基本法案」、②「デジタル庁設置法案」、③「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」、④「公的給付の支給などの迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録などに関する法律案」、⑤「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」、及び⑥「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」の6法案を内容とする。以下は①ないし⑥の番号で示す。なお、2021

26 参照、朝日新聞2020年5月14日朝刊。なお、井上前掲注22論文23－24頁及び注25論文15－16頁も参照。

27 参照、水町雅子＝梅田健史「番号法に基づき地方公共団体に求められる対応」宇賀克也＝水町雅子＝梅田健史著『完全対応 自治体職員のための番号法解説』（第一法規・2014年）54頁以下。なお、内容については水町＝梅田の私見であり、内閣官房の公的見解ではないことが確認されている。さらにここでは、宇賀前掲注21書第4章「共通番号制度導入の意義と実務上の留意点」〔初出2016年〕及び第5章「マイナンバー法への地方公共団体の法的対応」〔初出2013年〕、宇賀克也＝水町雅子＝梅田健史著『施行令完全対応 自治体職員のための番号法解説〔制度編〕』（第一法規・2014年）56頁〔宇賀〕も参照。

年4月の衆議院本会議で賛成多数で可決した同法案は①、②及び③である²⁸のうち、③において個人情報保護法制の見直しが示されている。

【個人情報保護制度の見直しの全体像】



【出典】注28掲載「デジタル改革関連法案について」（令和3年3月）

28 首相官邸ウェブサイトの第14回新戦略推進専門調査会デジタル・ガバメント分科会、第44回各府省情報化専任審議官等連絡会議合同会議（令和3年3月26日）の資料として掲載されている、内閣官房IT総合戦略室、デジタル改革関連法準備室、総務省自治行政局「デジタル改革関連法案について」（令和3年3月）を参照。4月の衆議院で可決した当該3法案の内容については、内閣官房ウェブサイトの国会提出法案（第204回通常国会）に掲載。なお、日本弁護士連合会は、「デジタル改革関連6法案については、よりプライバシーを侵害しない方策を検討しプライバシー侵害を最小限に抑えるプライバシー影響評価を実施するまで制定されるべきではなく、同評価を実施したとしても、プライバシー・個人情報の保護を後退させてはならず、権力監視の仕組みを強化し透明性の確保と情報公開を促進しつつ、さらに地域の多様性や実情にも十分に配慮して地方自治の本旨に則った制度設計とする必要がある。かかる観点より、当連合会は、デジタル改革関連6法案について、プライバシーや個人情報の保護、地方自治の本旨などに十分に配慮した上で、慎重かつ十分な国会審議が尽くされ、必要な修正がなされることを求める。」と結論付ける、2021年3月17日付けの「デジタル改革関連6法案について慎重審議を求める会長声明」を出している（日弁連ウェブサイトを参照）。

保護3法は今後1本の法律に統合され、地方公共団体の個人情報保護制度に関しても統合後の法律で全国的な共通ルールが規定されることになる。全体の所管は個人情報保護委員会（以下「委員会」という。主務大臣制の廃止と所管移行により2016年1月に発足。保護法第5章。なお、番号法上の現在の監督機関は委員会である。つまり委員会は、特定個人情報の監視・監督、「特定個人情報保護評価」[番号法第27条・第28条]に関する業務も所掌している）に一元化される。そのため、従前からのいわゆる個人情報保護法制「2000個問題」（「3000個問題」とも）については、一定の方向性と目途が示されたことになる²⁹。

また、③では番号法、住民基本台帳法等の改正が示されており、カードの利便性及び体制強化が打ち出されている。ここでは地方公共団体情報システム機構（Japan Agency for Local Authority Information Systems [略称はJ-LIS]。従前の財団法人地方自治情報センターからの承継組織で、2013年の「地方公共団体情報システム機構法」に基づいて住民基本台帳法上の「指定情報処理機関」として住民基本台帳ネットワークシステムの運営等を行っている。以下は「機構」という）によるカード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備すること、財団の代表者会議委員に国の選定した者を追加するとともに理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化すること、電子証明書の発行にかかる市町村の事務を法定受託事務化すること等が示されている。①は「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第114号。いわゆる「IT基本法」）を廃止し、②によって内閣にデジタル庁を設置、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成すること等を定める。そこで②において、長及び主任の大臣が内閣総理大臣となるデジタル庁について、関係行政機関の長に対する勧告権等が盛り込まれること、分担管理事務としてはマイナンバー（カード）・法人番号に利用に関すること並びにネットワークシステムの設置及び管理、国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進等が示されている。

今後はデジタル庁の設置に伴う総務省や委員会の組織業務への影響も注視し

29 「2000個問題」の経緯等及び私見については井上前掲注22論文22-23頁及び注25論文14頁を参照。なお、ここでは高野祥一「個人情報保護法制一元化の行方」IP（第一法規『情報公開の実務』『個人情報保護の実務』別冊）Vol.50（2021年）11頁以下も参照。

ておくべきだろう。しかし、少なくともデジタル庁が新設されれば、前記した国の杜撰な対応や自治体軽視の現状が改まるようにも思えない。目下のところ自治体は、おそらく上記立法の内容確認あるいは共通ルール（さらに⑥の成立）待ちであると考えられる。しかし、共通ルールに則ったステレオタイプな事務処理を先行することで見落とされる問題があることにも注意を向けるべきである。住民等にとって何が最善かはあくまでも自治体の実情に応じて自治体自らの判断でしか導けない。自治事務（地方自治法第2条8項）を含んだ自治体の事務の標準化は、基本的に自治体に委ねるべきものである。その吟味を軽視すれば、自主立法権の保障（憲法第94条、地方自治法第14条1項）を損なうことにもなりかねない。

2. 地方公共団体情報システムの標準化

デジタル改革関連法案中の⑥における措置は、(1) 各自治体での事務処理内容の共通性を念頭に置いて、標準化の対象となる事務を政令で特定する（児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税等）、(2) 政府が自治体の情報システムの標準化の推進について基本方針を作成し、方針案については関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取を行う、(3) 所管大臣が(1)の事務処理に利用する情報システムの基準（省令）を策定し、内閣総理大臣及び総務大臣がデータ連携等に共通の基準（省令）を策定するが、策定時に自治体等の意見反映のための措置を講じる、(4) 自治体が(1)の事務処理に利用する情報システムは(3)の省令で定める期間内に基準に適合することが必要であり、(1)の事務と一体的に処理することが効率的な場合に基準に適合する情報システムの機能等について、(1)の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能、(5) その他の措置として、国が標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、自治体が基準への適合を判断するための支援策を実施すること等となっている。

こうした⑥法案の内容は「カスタマイズの余地」を限定するものであり、自治体の事務処理過程の独自設定を制限することによって、「業務態様の独自性を犠牲にしてでも、デジタル化を通じて、将来をも見据えた備えをなすもの」といえる。もっとも、こうした内容に対する評価は一定ではないようであ

る³⁰。他方で自治体の実務からは、断続的にシステム改修を行う必要性、運営コストの圧迫等を理由に、また標準化されないことでの自治体間でのサービスの格差や連携不足に伴う弊害が実際に生じていることを問題視して、少なくとも「ベースとなる基本情報や、国民の生命にかかわる情報については統一化すべき」とする見解もある。その際には、運用においても紙・対面中心の手続を積極的に自治体が見直し、自治体側からデジタル手続を増やす努力を行い、オンライン化に合わせた業務改革を推進すべきことも提言されている³¹。

IV 住民情報の利活用と自治体のオープンデータ戦略

1. オープンデータと非識別加工情報

公的部門での個人データの利活用問題³²は、政府・自治体がインターネット上にオープンデータを公開・開放する場合（オープンデータのおもな議論は、公的部門が有する災害・気象・交通等のデータを共通基盤化し、一般利用者が自由に取出せるシステムの構築にある）³³を想定している。

国レベルでは公的部門2法律の2016年改正で、「非識別加工情報」（公的部門2法律の各第2条8項）、「行政機関非識別加工情報」（行政機関保護法第2条9項）、「独立行政法人等非識別加工情報」（独法保護法第2条9項）の規定が新設された。保護法上での民間部門の「匿名加工情報」（保護法第2条9項。「ビッグデータ」の活用を後押しする2015年改正による）³⁴と別途に規定された理由は、公的部門と民間

30 参照、須田守「行政手続のデジタル化と法的課題」ジュリスト No.1556（2021年）22頁。

31 参照、森浩三「地方公共団体における行政手続のデジタル化と情報連携の実務的課題」ジュリスト No.1556（2021年）44－47頁。

32 参照、宇賀克也「公的部門における個人情報の保護と利用」ジュリスト No.1534（2019年）20頁。また、井上前掲注22論文及び注25論文の掲載文献も参照。

33 オープンデータの定義については、首相官邸ウェブサイトに掲載される「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定／令和元年6月7日改正）を参照。なお、「官民データ活用推進基本法」第11条では、国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等が明記される。ここでは、宇賀克也『情報公開・オープンデータ・公文書管理』（有斐閣・2019年）第10章「オープンデータ政策の展望と課題」〔初出2016年〕も参照。

34 「ビッグデータ」とは一般に、従前からのシステムでは記録・保管・解析が困難な大量のデジタルデータを指す。なお、第201回国会で可決・成立した2020年改正保護法については個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載される「令和2年改正個人情報保護法について」、佐脇紀代志『一問一答 令和2年改正個人情報保護法』（商事法務・2020年）等を参照。

部門との「個人情報」の定義の異同、特に照合の「容易」さを要件とするか否かにある（保護法第2条1項1号括弧書、公的部門2法律では各第2条2項1号括弧書）。個人識別に関する照合容易性を要件とする民間部門と異なり、公的部門では容易さにかかわらず他の情報との照合によって特定個人が識別できれば「個人情報」となる。

利活用の対象としての非識別加工情報についても、非識別加工情報として個人識別要素を除いてなお「個人情報」に該当するため、当該部分の「個人情報」としての規律は存続する³⁵。また、そもそも非識別加工情報となるためには「個人情報ファイル簿」の公表、行政機関情報公開法（平成11年法律第42号）・独立行政法人等情報公開法（平成13年法律第140号）に基づく開示請求の場合の（一部・全部）開示決定、適正・円滑な運営に支障がないことの3つの要件を充足しなければならない（公的部門2法律の各第2条9項1号ないし3号）³⁶。つまり、公的部門では個人情報保護の重点化が図られていることになる。

2. パーソナルデータの利活用と自治体

国における非識別加工情報の作成・提供等については、公的部門2法律の各第4章の2（ともに第44条の2ないし第44条の16）が規律する。オープンデータ政策の観点からは、各府省庁のウェブサイト上での公開データについて、原則として「政府標準利用規約」を用いた二次利用の積極的促進と機械判読に適した構造・データ形式での掲載原則が示されている³⁷。

なお、委員会は民間部門への監督等の措置を講じるが（保護法第40条ないし第42条、第47条、第56条ないし第58条。罰則につき第83条ないし第87条）、公的部門では公的部門2法律に基づいた各行政機関（の長）・独立行政法人等の対応に委ねられる。ただし、「非識別加工情報」については委員会が監督等の措置を講じることになる（行政機関保護法第51条の4ないし第51条の8、独法保護法第48

35 保護法第36条5項に相当する規定が行政機関保護法に置かれぬこと等も含め、原田大樹「ビッグデータ・オープンデータと行政法学」法学教室No.432（2016年）42頁及び掲載文献を参照。また、宇賀克也『個人情報保護法制』（有斐閣・2019年）及び宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説 [第6版]』（有斐閣・2018年）411頁も参照。

36 官民の異同としての情報公開法制の存在意義も含め、原田前掲注35論文42 - 43頁を参照。

37 前掲注33「オープンデータ基本方針」を参照。

条の4ないし第48条の8）。

他方、個人情報保護条例のほとんどは公的部門のみに対応しており、条例上でも非識別加工の是非の検討、国の場合（には委員会による）に準じた「加工基準」の策定等の必要が生じる³⁸。また、デジタル改革関連法案中の③法案では、個人情報保護法等の改正内容として、個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化することが盛り込まれた。

もっとも、現実には自治体独自の非識別加工情報化の対応は容易ではないと考えられる。既に非識別加工情報に関する条項を導入した自治体も存在するが、ここでは加工基準を規則に委任している場合もあれば、加工基準の形式を規則で定めない場合も見受けられる。つまり、「非識別加工情報（実施機関非識別加工情報）の定義を導入しさえすれば使いこなせるようなものではない」。そうすると、現実には非識別加工情報にどのように向き合い、具体的にどのような運用を図るのかも、先行例からは必ずしも窺い知ることはできない。非識別加工情報の「作成が小規模な自治体では困難であり、共同受託機関や作成機関等の検討がなされていることに鑑みれば、行政機関個人情報保護法上の行政機関非識別加工情報の加工基準を引用するという方法」も説かれている³⁹。

さらに地方自治法第234条及び同施行令第167条の2第1項等との関係から、非識別加工情報（実施機関非識別加工情報）の利用料金の徴収について自治体がどのように臨むかが問題となる。先行例が条例における具体的な金額設定を行う一方で、「現実的にはどの程度のニーズがあり、どの程度の費用が掛かるの

38 こうした課題については、宇賀前掲35書（『個人情報保護法制』）第6章「地方公共団体の課題」[初出2015-2017年]に詳しい。ここでは高野祥一＝平松優太「地方公共団体における個人情報保護条例の見直しの方向性」IP（第一法規）Vol.44（2018年）27頁以下も参照。

39 参照、板倉陽一郎「非識別加工情報に関する個人情報保護条例の改正についての自治体の状況と対応」IP（第一法規）Vol.42（2018年）11頁以下。板倉弁護士は、鳥取県、福島県広野町、愛媛県伊方町及び宮崎県五ヶ瀬町の制定例についての具体的な検討を試みており有益である。なお、筆者の西原町審議会での委員経験（2017・2018年）上でも、「非識別加工情報」にかかる条例改正が問題となったことがある。筆者は自治体レベルでの非識別加工情報化の要請ないしオーダーがどの程度あるかわからない段階で、あえて国に倣って性急に条例改正に踏み込む必要はないという考えから意見を述べた。

かによって起動的に手数料を変更しなければならないことが予測されるのであるから、規則委任の形式を採用するのが無難」とする見解もある⁴⁰。

3. 2020年度の提案対象ファイルから

国の行政機関等及び委員会のウェブサイトにて令和2年度の非識別加工情報にかかる提案募集状況が示されている。個人の権利利益の保護に支障がない範囲内で、機関の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供し、提供を受けた者は「非識別加工情報取扱事業者」として公共部門2法律によって、かつ「匿名加工情報取扱事業者」（保護法第2条10項）として保護法上でも規律を受ける。

令和2年度の提案募集をみると、防衛省が横田基地夜間差止等請求事件ファイルとして13ファイルを分割して提案している。基地の騒音を把握するための地図や騒音自体等にかかるファイルについては、まだ類例が生じた場合の利活用の可能性を考慮したうえで非識別加工化し、民間事業者が事業で活用する余地は排除し得ないのかもしれない。しかし、当該事件ファイルのうち特に国を相手とする個別訴訟の原告住民について、原告一覧、原告異動状況、戸籍、控訴名簿などを独立した別個の個人情報ファイルとしてあえて非識別加工情報化する意図が読めない。居住地に応じた基地の騒音に関する実態や今後の補償に関する原告情報を防衛省が把握する必要性があったとしても、それは個別の案件対応として通常ファイル化のもとで部内利用すれば足り、かつその域を出るべきものでもない。これをあえて非識別加工化して民間の利活用の対象として挙げる合理性と必然性に乏しい⁴¹。

自治体も訴訟当事者になり得るが、ここでのニーズに照らしても、個別訴訟に関するこの種のファイルを非識別加工情報化して提供することは厳に慎むべきである。

40 参照、板倉前掲注39論文19-20頁。ここではあわせて、自治体における非識別加工情報への対応も含めた制度設計に触れる高野祥一「個人情報保護等の改正に対する地方自治体の対応の在り方」IP（第一法規）Vol.41（2017年）11頁以下も参照。

41 この問題の所在及び経緯については、筆者のコメントも含め、2021年4月15日付「朝日新聞」朝刊3面記事及び同日8:30配信「朝日新聞 DIGITAL」記事を参照。

V 業務利用ないし管理ツールの選択と対応

1. LINE の業務利用

無料通信アプリ「LINE（ライン）」で個人情報管理に不備があった問題を受け、総務省は2021年3月18日時点での利用状況について調査を行い、その結果を同年4月30日に公表した⁴²。以下は自治体（回答率は100%とされる）に限るが、全自治体1788中LINEを業務上利用している自治体は1158団体（64.8%。内訳は都道府県100% [47団体/47団体]、市区町村63.8% [1111団体/1741団体]）であり、広報業務、問い合わせへの自動応答、税・社会保障保険料等のキャッシュレス決済、職員間での連絡といった業務のみならず、住民の個人情報を取り扱う業務として、いじめ、虐待、子育て、自殺相談等の相談業務及び施設利用予約、窓口予約等のオンライン手続にも利用されていた（LINEを利用した3193業務中、住民の個人情報を扱う業務は22.5%の719業務とされる）⁴³。

自治体の業務でのLINEサービスは今後も許容されるが、そもそも委託の際に自治体のセキュリティポリシーに沿って外部委託先に求めるセキュリティ対策の実施を仕様内容に含め、セキュリティ対策の履行状況を確認する措置を契約に基づいて担保することが「大前提」となることに比して、LINEも含めた会員制交流サイト（SNS）は「約款による外部サービス」であり、ここでのセキュリティ要件にかかる行政特有の取扱いを担保できない。そのため、こうしたサービスで要機密情報を取り扱わせることは原則禁止される（もっとも、行政がLINE社と直接契約及びLINE Pay社と指定代理納付者契約を結んでいる例外的な場合もあるとされる。この場合には「大前提」に基づくことになる）。

42 独法等を含む国関係の調査状況については内閣サイバーセキュリティセンター「政府機関等における業務でのLINE利用状況調査のまとめ」（平成3年4月30日）、委員会によるLINEへの報告徴取・立入検査については委員会ウェブサイト掲載の「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」（令和3年4月23日）、自治体も含めたガイドラインとして内閣官房・個人情報保護委員会・金融庁・総務省「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用調査状況を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）について」（平成3年4月）（金融庁等関係行政機関のウェブサイトに掲載）をそれぞれ参照。この問題については、「産経新聞」（<https://www.sankei.com/>）2021年4月30日21:52配信等の報道でも報じられている。

43 参照、総務省ウェブサイト掲載「地方公共団体における業務でのLINEの利用状況等について」（平成3年4月30日）。

そこで今後の方針としては、1：LINE 公式アカウントを利用する場合、① LINE 社とは別の委託先に適切にセキュリティが確保されたシステムを構築させ、相談内容等の機密性を要する情報等が LINE 社側に残らないよう、これらの情報が委託先等のデータベースに直接格納・保管されるシステムを構築する、②発注元となる自治体は、契約等を通じて機密性を有する情報等を格納・保管する委託先が自組織のセキュリティポリシーを満たすことを確認して委託を行う、③ LINE サービスでの画像ファイル送信ボタンを非表示にする、④自治体は委託先に対し事前にこれらの事項を確認し、各主体に LINE サービス利用の承認を求め、定期的に利用状況を報告することを委託先への仕様内容に含める、さらに2：収納代行業者を介して LINE Pay 社が提供するキャッシュレスサービスを利用する場合は行政が保有する住民等の個人情報を LINE Pay 社に提供する仕組みにはなっていないので、公金決済手段の一環として LINE Pay を利用することは許容される。ただし、その際には、①発注元となる自治体は契約等を通じて、収納代行業者と LINE Pay 社との間の情報取扱いの前提を確認し、②収納代行業者が自組織のセキュリティポリシーを満たすことを確認したうえで委託を行う、③自治体は委託先に対し事前にこれらの事項を確認し、各主体に LINE Pay サービス利用の承認を求め、定期的に利用状況を報告することを委託先への仕様内容に含める、3：職員同士の個人アカウント利用による業務連絡は、個人と LINE 社の約款に基づくものであり、自治体等は介入をなし得ない。機密性を有する情報や住民等の個人情報が取り扱われることは自治体のセキュリティポリシーでは通常認められないため、ポリシーの適用を徹底することとなった⁴⁴。

2. クラウドサービスをめぐる問題

2021年5月に、国内クラウドサービス大手である米国企業「セールスフォース・ドットコム」の日本法人を介してクラウドサービスを利用していた38の自治体や国内企業の個人情報などが、外部から閲覧できる状態だったことが報じられた。報道では、「総務省や国の個人情報保護委員会によると、公開状態だったのは、千葉県船橋市や大阪府茨木市など計20自治体と、楽天や SMBC

44 前掲注42「ガイドライン」を参照。

日興証券など18企業にのぼる」とされ、「いずれも、利用する自治体や企業による公開範囲の設定ミスが原因という。このうち、神戸市や東京都東村山市など7市と、ソフトバンクグループ傘下のキャッシュレス決済『ペイペイ』や楽天など5企業の情報は、外部の第三者が閲覧した形跡が確認された」が、「情報が悪用された事例は確認されていない」という。この問題は、自治体に限れば、「今年2月、東村山市の防災アプリ登録者約1万人の氏名や居住地区などが公開状態で、外部から162回のアクセスがあったことが市の調査で判明し」、同「市はアプリの利用者に連絡し、4月まで追加調査する事態となった。神戸市でも、道路のひび割れなどを市に通報できるアプリの利用者1万2000人分の氏名やメールアドレスなどが流出した可能性があるという」。「セ社も含めたクラウドサービスでは、提供会社が機器やソフトウェアの保守管理を行い、利用する側が情報の公開範囲や接続権限などを設定する。セ社は『当社の製品に弱点があるわけではなく、利用企業などがアクセスできる権限の設定を誤ったためだ』としている」とされる。その「一方、利用企業と自治体からは、セ社のサービスの設定は複雑で、正しく対応するのは難しいとの声も上がる」と報じられている⁴⁵。

3. 目的と手段の再確認

自治体ではSNSやクラウドサービスの業務利用が常態化しているが、直近のこの2つの事例を通じて再認識すべきは、外部委託等にかかるパートナーの選択と現場での意識の徹底に尽きる。要するに、システムの電子化や新たな業務ツール自体はあくまでも効率化や利便性を図るための手段に過ぎず、突き詰めれば日常的・継続的に携わる当事者に帰着する問題である。特に基礎的自治体は、住民基本台帳業務も含めてパーソナルデータの主体である住民に日々正対ないし直接かかわる業務を遂行している。何のため、誰のための行政なのか——システムやツールに関する初手の対応はもちろん、その継続・運用にか

45 参照、「読売新聞オンライン」2021年5月3日12:29配信記事。なお、同社ではないが、別途直近では総務省が業務委託する事業者（ランドブレイン株式会社）のサーバがランサムウェアの被害を受け、委託業務に関する個人情報（特定委員個人の氏名・住所・口座情報及び市町村担当者6079名の氏名・電話番号・メールアドレス等）が流失した可能性が報告されている（参照、総務省ウェブサイト（報道資料）「委託業務受託者のサーバーに対する不正アクセス」（令和3年4月8日））。

かる不断の確認や見直し、さらにはルーティンワーク化することによって生ずる危うさをも日々強く意識しておくべきである⁴⁶。

このことは、電子公文書管理への移行問題、さらには業務における電子メールの利用・管理等にも共通する課題となる⁴⁷。

【2021年5月10日脱稿】

(追記) 2021年5月12日、「デジタル改革関連法」が参議院本会議で成立した。

なお、本稿の最終校正段階でジュリストNo.1561(2021年)所収の「特集：2021年個人情報保護法改正」に触れた。本稿で検討した内容の展望等に(も)関係する諸論考を含む。

【2021年8月14日校了】

46 あわせて職員による確認不足を原因とした愛知県ウェブサイトへのコロナウイルス感染者情報(データ共有主体としての保有する真の個人データ。495例に及ぶ患者の氏名、入院先医療機関、入院日、転院先医療機関、転院日、退院日等)の誤掲載問題については、井上前掲注22論文25頁を参照。

47 電子公文書の管理については井上前掲注22論文9-10頁でも触れた。公文書管理については、同頁掲載の文献及び宇賀前掲注33書第13章「公文書管理」[初出2017年・2018年]、早川和宏『『行政文書の管理に関するガイドライン』改正の概要と自治体実務への影響』IP(第一法規)Vol.43(2018年)10頁以下を参照。なお、公文書管理の実務上での電子メールの取扱いについては、いまなお多くの問題が残されていると感じている。この点については、井上禎男「電子メールの公文書該当性(佐賀県情報公開・個人情報保護審査会平成25年3月29日答申)」福岡大学法学論叢第58巻3号(2013年)535頁以下、宇賀克也「電子メールの公文書該当性(大阪高判平成29・9・22判時2379号15頁)IP(第一法規)Vol.45(2019年)1頁以下等を参照。